

一般競争入札公告

令和 8 年 1 月 22 日
社会福祉法人埼玉福祉事業協会
理事長 高橋清子

社会福祉法人埼玉福祉事業協会の発注する工事について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 称 (仮称) 彩福富士柿の木 新築工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県草加市柿木町 1214-1、1214-2、1215-4、1215-5 の一部
- (3) 工 事 種 別 新築工事
- (4) 工 事 内 容 建物新築にかかる建築工事一式
- (5) 工 事 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (6) 建 物 概 要
 - 構造規模：木造地上 2 階建
 - 建物用途：共同生活援助 20 室
 - 短期入所 2 室
 - 特定相談支援
 - 敷地面積：1,204.46㎡
 - 建築面積：601.04㎡
 - 延床面積：1,076.92㎡

2 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 有（非公開）
- (4) 入 札 保 証 金 無（免除）

3 入札参加資格等

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（令和 7 年 12 月 1 日現在）に建築工事業で登録

されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。

- ① 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿で格付（建築工事）④又はA
- ② 埼玉県内に、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」を有すること。
- （４）公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （５）公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- （６）当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- （１）受付期間 公告日から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）
- （２）受付時間 期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

（３）提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（一般様式 2）
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料（一般様式 3）
- ウ 会社案内・会社経歴書
- エ 建設業許可証明書の写し
- オ 入札参加資格格付けを証する書類
- カ 法人登記簿謄本（原本）
- ※ 書式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。
- ※ 提出書類は返却いたしません。

（４）提出方法

（３）の書類は、次の住所まで郵送又は予め連絡のうえ持参すること。

社会福祉法人埼玉福祉事業協会

埼玉県さいたま市西区塚本 191-9

電話：048-625-5100

FAX：048-625-5011

電子メール：saifuku_soumu@suginoko-g.or.jp

担当者：石川 護

（５）提出・問合せ先

前記（４）と同じ

5 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配布

- （１）入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について令和 8 年 1 月 3 0 日付けで電子メールにて通知する。
- （２）入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等（入札説明書、入札等書式、図面・仕様書等）を電子メールで配布する。なお、現地確認を希望する者は「4（４）」の問い合わせ

先に電話または電子メールで申し込むこと。

6 入札日程等

- (1) 公 告 日：令和8年 1月22日（木）
- (2) 応募締切日時：令和8年 1月30日（金）午後5時までに必着
- (3) 参加資格結果通知日：令和8年 1月30日（金）
- (4) 設計図書等配布日：令和8年 2月 2日（月）
- (5) 質疑書提出日時：令和8年 2月12日（木）午後5時までに必着
- (6) 質疑回答日：令和8年 2月19日（木）午後5時までに全ての参加者へ回答
- (7) 入 札 日 時：令和8年 2月27日（金）午前10時20分（10分前受付完了すること）
- (8) 入 札 場 所：障害者支援施設「ゆずり葉」会議室
さいたま市西区塚本191番地9
- (9) 入 札 方 法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函。入札後即開札

7 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
[落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。上記7（3）により随意契約による交渉を行う者も同様とする。]
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印がない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者

- ウ ニ以上の入札書を提出した者
- エ ニ以上の者の代理をした者
- ④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (7) 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (8) その他
 - ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
 - ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
 - ④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。
 - ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで実施する。
 ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。
 なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。
 なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。
 - ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
 - ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は棒引きとする。）

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)による工事履行保証措置を講じること(工事完成保証人制度は採用しない。)
- (4) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人理事会及び評議員会での承認を受けた後とする。
- (7) 支払いについては、着工時10%、補助金受け入れ後速やかに残額90%とする。
- (8) 建設業法(昭和22年法律第54号)及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (9) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (10) 請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書より別に定めるとおりとする。
- (11) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

10 その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。